

基本計画部会第1ワーキンググループ第1回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

提出日	平成22年7月16日(金)
府省及び部局名	総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング・書面回答
具体的な事項	3. ビジネスレジスターの構築・利活用 ○ビジネスレジスター整備に係る現在の取組状況及び 今後の整備の方針・課題等
回答	別紙「ビジネスレジスターの整備状況」参照

別紙

ビジネスレジスターの整備状況について

○ビジネスレジスターの整備に係る検討

- ・昨年度から民間有識者を委員とする「事業所母集団データベース研究会」を開催し、諸外国のビジネスレジスターについて情報を収集・分析するとともに、データベースの構成等について検討を実施。
- ・今後は、プロトタイプの開発を行いながら、データベースの画面遷移や収録方法、収録項目などについて検証・検討を進める。

○各種統計調査や行政記録情報の活用

- ・事業所母集団データベースの整備・充実に向けて、関係省庁をメンバーとする「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」を設置・開催し、各種統計調査や行政記録情報のデータベースへの活用について、サンプルデータを入手し、データベースとの照合状況などの検証を行っている。
- ・今後は、照合結果を踏まえて、データベースへの登録方法や運用方法などについて、検討を行う。

○事業所・企業の共通コードについて

- ・事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している。
(重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される)
- ・今後、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。

○レジスター統計について

- ・昨年度から実施している新設法人の照会業務の結果を活用して、産業分類別や地域別の集計を行い、統計的な意義や有意性などの研究を有識者と共同で開始している。
- ・今後は、センサス結果に対するビジネスレジスターを活用した補定など、レジスターの集計による統計の作成に関する研究を実施する予定。

○重複是正について

- ・重複是正の実施率を改善するため、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領」を改正し、実施状況のフォローアップや調査の承認審査時に重複是正の実施状況を審査するなどの対応を行っている。
- ・今後は、事務取扱要領に沿った厳格な運用を行うことによって、実施率の改善を図ることとしている。



総務省

ビジネスレジスターの整備状況について

平成22年7月23日
総務省統計局

| ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）について

- 諸外国において、産業関連統計の基盤として整備・運用
- 我が国においては、
 - ・平成14年から、事業所・企業データベースを運用開始
 - 事業所・企業統計調査のデータを中心とし、名称、所在地、
 - 従業者数、産業分類等の基礎的な情報を収録
 - ・平成25年から、新データベースとして運用開始予定
 - 新統計法において、事業所母集団データベースが総務大臣が整備するデータベースとして明記。
 - 現在、基本計画を踏まえ、収録する統計情報や行政記録の追加、機能の拡充等を実施中。

諸外国のビジネスレジスターの概要

(A) アメリカ		(B) カナダ	(C) イギリス	(D) フランス
① 名称	ビジネスレジスター	ビジネスレジスター	IDBR(省庁間ビジネスレジスター)	SIRENE(企業・事業所中央登録システム)
② 所管	センサス局 経済企画調整課	カナダ統計局 ビジネスレジスター課	ONS(イギリス国家統計局) ・BSRO(ビジネスレジスター戦略・出力ユニット) ・BRO(ビジネスレジスター運用ユニット)	Insee(国立統計経済研究所)
BRの担当者数	[’09] 80人	[’09] 110人	[’09] 76人	[’09] 約250人
③ 情報源	•IRS(内国歳入庁) •SSA(社会保障庁) •BLS(労働統計局)	歳入庁(BRデータの99%を占める): ・事業者番号(BN)登録ファイル ・納税ファイル ・賃金控除計算ファイル	•HMRC(歳入税関庁): VAT(付加価値税)登録 PAYE(源泉課税)登録 •Companies House(法人会議所): 登記簿 •Dun & Bradstreet 社: 企業グループ情報	•CFE(企業手続きセンター) •税務当局 •DADS(年次社会データ)
各種調査	・会社組織調査(センサス以外) ・事業所・専門分類報告調査 ・経済センサス ・その他調査	・企業調査 ・複数の活動をもつ企業等のプロファイリング ・産業分類に関する月次QAS(品質保証調査)	下記が実施する統計調査等 ・イギリス国家統計局 ・北アイルランド企業貿易投資省 ・ビジネス企業規制改革省 ・環境食糧農林省	・年次調査 ・企業グループに関する年次調査
④ 収録情報	ID、名称、郵送先、報告担当者、電話・FAX番号、メールアドレス、産業分類、地域コード、法人形態、税申告身分事業体形式、従業者数、給与支払額、売上高・収入、総資産、支出、在庫、稼動状態、標本抽出情報 等	事業者番号(BN)、名称、所在地、電話番号、連絡先、産業分類、規模情報(収入、雇用者数)、稼動状態、所有関係、開業・閉業日、会計類型、統計単位(企業、会社、事業所、所在地) 等	ID、名称、所在地、開業・廃業日、従業者数、取引高、法的形態、企業番号、企業の国籍、EU加盟国との貿易額、調査履歴 等	ID、名称、所在地、電話番号、開業・廃業日、法的形態、事業コード、地域コード、事業規模(取引高、従業者数)、管理変数(情報開示、機密性) 等

(E) ドイツ		(F) オーストラリア	(G) 中 国	(H) 日本(参考)
① 名称	ビジネスレジスターシステム95	ABSBR(オーストラリア統計局ビジネスレジスター)	ビジネスレジスター	事業所母集団データベース
② 所管	Destatis(ドイツ連邦統計局) ビジネスレジスター・ビジネス統計整備・分類課 及び 各州統計局(SOL)	オーストラリア統計局 ビジネスレジスター・ユニット	中国国家統計局 センサスセンター	統計局 経済基本構造統計課 統計センター 共同利用システム課
BRの担当者数	[’09] 約200人 (うち連邦10人[’08])	[’07] 75人	[’08] 以下のセンサスセンター員が経済センサスとBRの維持管理を担当 国:30人 / 省:442人 / 市:1894人 / 郡:3827人	[’10] 20人
③ 情報源	・税務当局 ・連邦雇用庁 ・商工会議所 ・職人組合	税務局: ABR(オーストラリアビジネスレジスター)	・商工業管理部 ・行政管理・改革部 ・民政当局 ・金融監督庁 ・税務総局・地方税局	商業・法人登記
各種調査	統計調査	・郵送等によるプロファイリング ・統計調査	・経済センサス ・その他の統計調査	・事業所・企業統計調査 ・商業統計調査 ・工業統計調査 (・新規登記法人に対する郵送照会)
④ 収録情報	名称、所在地、住所コード、活動状態、開業・廃業日、従業者数、純取引高、法的形態 等	名称、所在地、電話番号、新設・廃業情報、産業分類、経理情報 等	ユニットコード、名称、代表者、所在地、連絡先、産業分類、株式保有状況、設立形態、登録承認機関、事業継続期間、事業の状態、雇用者数、年間収入、人件費、総資産 等	事業所・企業コード、都道府県・市区町村コード、名称、所在地、電話番号、本所・支所の別、経営組織、従業者数、常用雇用者数、産業分類、資本金 等

II 我が国におけるビジネスレジスターの意義

産業関連統計の体系的な整備における中核としての役割

- ① 各種統計調査における母集団情報、補定情報の提供
 - ➡ 正確かつ効率的な統計の作成、SNAの精度向上
- ② 調査客体の一定以上の重複を排除
 - ➡ 被調査者の負担軽減
- ③ 各種統計調査における共通事業所・企業コードの付与
 - ➡ 効率的な調査の実施
 - 各種統計調査を連結した集計、分析等の実施
- ④ ビジネスレジスターの集計による新たな統計の作成
 - ➡ 様々な統計調査、行政記録、プロファイリング等を踏まえた年次統計の作成等

事業所母集団データベースと産業関連統計について

事業所母集団データベース (ビジネスレジスター)

- 経済センサス結果を基盤に、各種統計調査や行政記録情報を活用して更新

【統計調査】 各種統計調査の結果情報を収録

【行政記録】 商業・法人登記情報（平成19年10月分から活用）

労働保険情報、有価証券報告書等の開示情報等（検討中）

- 事業所・企業を識別する共通事業所・企業コードの付番

- ①母集団情報・
補定情報の提供

- 正確な統計作成
- SNAの精度向上

- ②重複排除

- 被調査者の負担軽減

- ①母集団情報・補定情報の提供
②客体の重複排除
③共通事業所・企業コードの提供

- ④各種統計調査の結果情報の
収録

- ③共通事業所
・企業コード
の提供

- 効率的な統計調査の
実施
- 各種統計調査を連結
した集計・分析

- 事業所母集団DBから母集団情報・補定情報の提供を受けることにより、

正確な統計を作成

- 客体に対する一定以上の調査実施の重複を排除することにより、

被調査者の負担の平準化

- 共通事業所・企業コードを使用することにより、効率的な調査の実施

各種統計調査を連結した集計・分析

- ④各種統計調査
や行政記録情報
の収録

- 効率的・正確な母集
団データの作成
- 新たな統計の作成

III ビジネスレジスターの構築に向けた取り組み（1）

- 事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議
 - 基本計画の推進に関する検討を実施（統計データ、行政記録のデータベースへの収録等に関する検討）
- 統計データの収録に向けた検討
 - ・ 基盤データ：経済センサス－基礎調査、活動調査
 - ・ 工業統計調査、商業統計調査、法人企業統計調査等、各種統計調査結果の収録方法等について検討中
- 行政記録の収録に向けた検討
 - ・ 登記情報については、昨年度より先行して収録を開始
 - ・ 労働保険データ、ＥＤＩＮＥＴ情報等の収録方法について検討中
 - ・ その他データベースの構築に有用な行政情報の洗い出し

事業所母集団データベースの概要イメージ

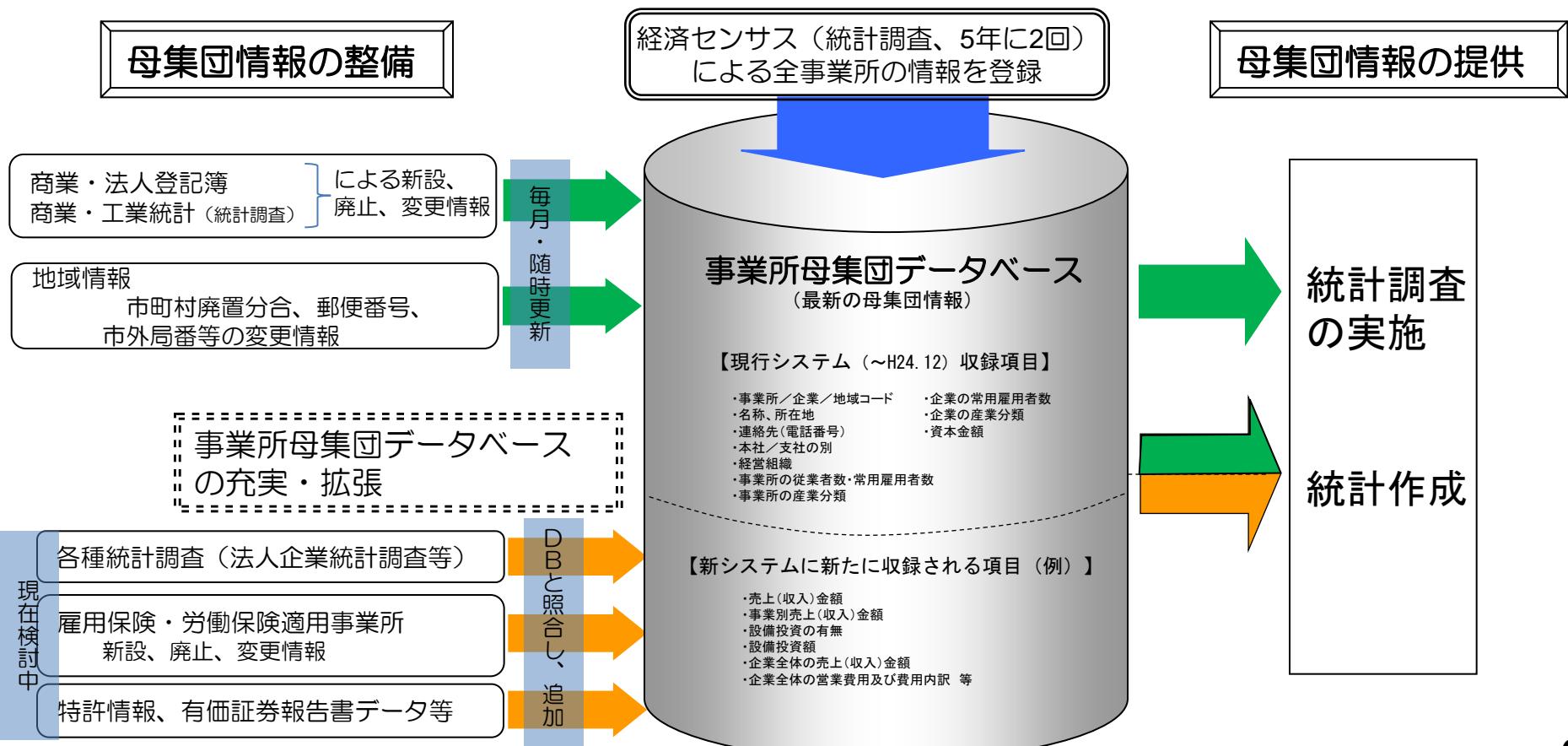
統計法(抄)

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成



III ビジネスレジスターの構築に向けた取り組み（2）

- データベースシステムの拡充に向けた検討
 - ・諸外国のビジネスレジスターについての調査（平成21年度）
 - ・プロトタイプシステムを活用した基本設計の実施（平成22年度）
 - 併せて、各府省の母集団作成、データ登録等が容易になるような業務フロー等の見直しを実施中
- その他
 - ・重複排除等の確実な実施等のための運用方法の改善
 - ・プロファイリング（データの確認業務）の試験的な実施
 - ・ビジネスレジスター統計の整備に向けた検討

IV 今後のビジネスレジスター整備のポイント

- 主要・共通的な統計データのデータベースへの収録
(データ収録時等における共通事業所・企業コードの付与)
- 各府省の統計データ管理における共通事業所・企業コードの保持
- データベース整備に有用な行政情報の洗い出し、収録に向けた検討
- 各府省からのデータ提供等を容易にするシステムの構築
データの早期収録、早期提供を可能とするための運用、仕組みの整備